

浄化槽保守点検業を営む方へ

寝屋川市では、「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づく登録を受けている旨を届出ることにより、**大阪府の登録有効期間内は本市での登録を受けたこととみなす、「特例浄化槽保守点検業届出制度」**を設けています。

ただし、**特例浄化槽保守点検業者が大阪府の登録を更新した際には、変更届出書にてその旨を届出する必要があります。**期限の更新について届出が無い場合、寝屋川市浄化槽保守点検業者一覧から削除され、寝屋川市区域内では業を行う事ができなくなるためご注意ください。

また、**寝屋川市区域内での業を行わなくなった場合は、「浄化槽保守点検業廃止届」の提出が必要です。**

◇新たに特例浄化槽保守点検業の届出をされる方

特例浄化槽保守点検業届出書

【添付書類】

- ・大阪府の浄化槽保守点検業登録証の写し(1部)^{※1}
- ・浄化槽管理士免状の写し(1部)^{※2}
- ・大阪府への申請書類一式の写し

◇既に特例浄化槽保守点検業者で大阪府の登録を更新された方

特例浄化槽保守点検業届出事項変更届出書

【添付書類】

- ・更新後の大阪府の浄化槽保守点検業登録証の写し(1部)^{※1}
- ・大阪府への申請書類一式の写し

※1※2浄化槽保守点検業登録証・浄化槽管理士免状は原本確認を行います。
※2浄化槽管理士免状の写しは大阪府へ登録している全員分が必要です。

上記の書類を寝屋川市保健所に提出してください。

お 問 い 合 わ せ

寝屋川市保健所 保健衛生課

〒572-0838

大阪府寝屋川市八坂町28番3号

TEL:072-829-7721(直通)

FAX:072-838-1152